

募集

○自衛官などを募集

自衛官などの採用試験を実施します。詳しくは二次元コードのホームページをご覧ください。



種目Ⅱ幹部候補生、一般曹候補生
自衛官候補生、予備自衛官補など
岡自衛隊前橋募集案内所

☎027・220・4351

○消費生活守る啓発員を募集

消費者トラブルを未然に防ぎ、より良い消費生活のために活動する啓発員を募集。詳しくは、問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。



ホーム戦試合情報



ガスパ群馬
場 正田醤油スタジアム群馬

時 2月15日(土)14時

vs.FC琉球

時 2月22日(土)14時

vs.栃木シティ



群馬グリーンウイングス

場 ヤマト市民体育館前橋

時 3月1日(土)・2日(日)、14時5分

vs.東レアローズ

スポーツ

○ヤマト市民体育館前橋

☎027・265・0900

体組成測定会を開催します。

時 2月19日(水)～26日(水)、9時～20時

対 6歳以上

¥ 150円

申 当日会場へ直接

○日吉体育館使用料の改正

4月1日(火)から

日吉体育館の使用料を改正。改正後の使用料は本市ホームページをご覧ください。



さい。
問 スポーツ課
☎027・898・5832

○合気道初心者講習体験会

時 2月1日(土)～3月30日(日)の土日曜、土曜は15時～17時・日曜は9時30分～11時30分

場 ヤマト市民体育館前橋

対 小学生以上、50人



申 市民合気会事務局・本多忠さん
(☎090・1501・8364)へ

講座・教室

○こどもも大人もセイを学んで

産婦人科医の嶋田亜公子さんを講師に、自分と周囲を守るための「性Ⅱ生」について学びます。

時 3月16日(日)13時30分～15時

場 総合福祉会館

対 小5以上、先着120人

申 3月7日(金)までに二次



元コードの申し込みフォームで

問 こども支援課

☎027・220・5704

○清里地区の歴史と人権を学ぶ

共愛学園前橋国際大の地域連携講座「上毛を学ぶ」と協働で、専門家

問 公園緑地課
☎027・898・6845

○中公でスマホの使い方マスター

内容・時 ①スマホ写真を印刷しよう！～3月21日(金)10時～12時 ②PayPayを始めよう！～3月19日(水)10時30分～12時30分 ③LINEを便利に使ってみよう！～3月19日(水)14時～16時 ④スマホでできる！災害の備え～3月21日(金)14時～16時

場 中央公民館

対 市内在住の人、①は15人②③④は各20人(各抽選)

¥ ①は300円

申 2月21日(金)(必着)までにハガキで。郵便番号・住所・氏名・電話番号・希望のコース(①～④のいずれか)を記入し、〒371・0023

本町二丁目12・1・中央公民館「中公スマホ教室(3月分)係」へ

問 同館
☎027・210・2199

○長期間課税がない口座登録廃止
10年間課税がなく口座振替の実績がない市税の口座振替を廃止します。今後、口座振替登録を廃止した税目



税



市民スポーツ祭

●市民スケート大会

(3月4日(火)、ALSOKぐんま総合スポーツセンター・アイスアリーナ)

詳しくは市スポーツ協会(☎027・289・0607)に問い合わせるか、同協会ホームページをご覧ください。

の視点から清里地区周辺の歴史と女性の人権を学ぶ講座を開催。

講座名・時 ①榛名山東南麓、清里地区とその周辺の古代遺跡を探る!!

・下東西遺跡と上野国府の調査から

2月16日(日)②ホントにかかあ天下?・群馬で考える女性の人権

2月18日(火)③古文書から見る江戸時代の清里の人々

2月22日(土)14時～16時

場 清里市民サービスセンター

対 市内在住か清里地区周辺在住の人、先着各90人

講師Ⅱ①元市教育委員会・前原豊さん②共愛学園キリスト教学校教育研究所研究員・大嶋果織さん③県文化財保護課・小嶋圭さん

申 同センター

☎027・251・9005へ

問 共愛学園前橋国際大
☎027・266・9060

に課税が生じた場合は、納付書で納付してください。

対 平成28年3月31日以前に口座振替の申し込みをした税目のうち、平成27年度から本年度まで課税がなく口座振替実績のない市県民税・森林環境税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収分)

問 収納課
☎027・898・6226



○非課税の固定資産は届け出を

1月1日現在の固定資産利用状況によつては、固定資産税や都市計画税が非課税になることがあります。次のいずれかに該当する固定資産の所有者は、非課税申告書を市役所資産課へ提出してください。

①宗教法人が境内地などに使用②不特定多数の人が道路として利用③学校法人などが教育・保育のために使用④社会福祉法人などが社会福祉事業のために使用⑤その他、地方税法に定める用途に使用しているもの

問 同課
☎027・898・6217

